

# 県内水道経営検討委員会「提言」にどう対応していくか

千葉県自治体問題研究所水道問題研究会

## I 経過

平成15年5月、千葉県は、突如として県営水道の末端給水廃止を前提に、①用水供給事業の県営水道への一元化、②圏域ごとに事業を統合、の2案を提案しました。これに対して、市町村からの反対・批判や疑問の声が相次いで出されたため、③末端給水を含めた県営水道の一元化、を加えた3案について意見聴取やシミュレーションを行ってきましたが、市町村の理解を得られませんでした。

そこで、今度は、学識経験者による「県内水道経営検討委員会（以下、「委員会」と略す。）」を設置し、この委員会の提言を受けて事を運ぼうとしました。

この委員会は、平成17年度から平成18年度まで9回開かれ、平成19年2月8日に知事に提言が提出されました。委員会は全て公開で行われ、委員のほか事務局の水政課、各水道事業体からの代表も出席しました。私たち水道問題研究会（以下、「研究会」と略す。）からも毎回複数の傍聴者が出席しました。傍聴者の発言が認められたのは、中間とりまとめ段階の第5回委員会（平成18年3月27日）1回だけでした。「住民とともにこれからの水道を考えていく」といいながら、提言について意見を言う機会が与えられませんでした。

研究会は、中間とりまとめに向けて、平成18年3月に「県内水道事業の見直し問題と私たちの見解」を公表、総合企画部長を通じて知事へ手渡すとともに、各委員へ郵送しました。

（「委員会」委員名簿、敬称略）

委員長 坂本 弘道 （社）日本水道工業団体連  
合会専務理事  
委員 太田 正 作新学院大学 総合政策学  
部教授  
委員 小泉 明 首都大学東京都市環境学  
部教授  
委員 文入加代子 千葉県消費者団体連絡協  
議会副会長  
委員 古米 弘明 東京大学大学院工学系研  
究科教授  
委員 山内 弘隆 一橋大学商学部長・同大  
学院商学研究科長

## II 委員会の提言「これからの千葉県内水道について」を読む

### 1 はじめに

中間報告で県内水道の課題を、①水質の向上、②災害対策等の充実、③合理的な施設の整備・更新、④経営の健全化の促進、⑤技術の確保、の5点に整理し、こうした課題を取り組むために現行組織の問題点を、イ、水道事業規模の格差、ロ、県と市町村の役割の明確化、ハ、経営努力の発揮、ニ、経営環境の地域差、の4点に整理した。その上で、現行組織をハード面中心の統合にとどまらない新たな概念での統合・広域化が有効かつ現実的な選択肢とした。今後、県・市町村等が、本提言を十分に尊重

し、でき得る限り早期に統合・広域化を進めることを切望している、としている。

### 2 統合・広域化の基本的な考え方

- ・統合・広域化の目的等…経営の合併等のソフト面を中心とした統合。
- ・県と市町村の役割…県営水道供給区域の市町村は、県営水道の経営に責任を持つべき。この場合、組織も県営水道から分離すべきだということには必ずしもならない。
- ・水道料金・受水料金…水道料金については、一律の料金を前提で考える必要は必ずしもない。受水料金については、将来、同一料金とすることを目指すべき。
- ・県営水道…11市2村は、県営水道に経営面・財政面で参画すべき。将来的には、共同経営に移行する。
- ・統合・広域化の進め方…合意の得られた地域から統合・広域化を進める。

### 3 県内水道の統合・広域化の手順

#### (1) 短期（～5年後）

・水道用水供給事業体の水平統合…〈基本的な統合の方向〉は、統合を希望する地域から水道用水供給事業体を県営水道に統合。併せて、末端の水道事業体の広域化。

〈統合の条件〉は、経営を中心とした統合を進める。受水料金を統一する必要は必ずしもない。

〈財政措置等〉は、これまでの高料金対策補助金制度を変え、県が水道用水供給事業体へ補助し、市町村は末端水道事業体へ補助する。ただし、当面の間、高料金対策として、県・市町村は現行と同水準の実質負担額を目途に財政措置する。統合する水道用水供給事業体は、原則として県営水道に資産の無償譲渡・債務引継ぎをする。

・県営水道に並存する事業体の統合…

〈基本的な統合の方向〉は、県営水道と市町村営水道が並存している市町村のうち、県営水道の占める割合が大きい市町村を中心に統合を進める。この場合、市町村が県営水道の経営に参画することについての議論を優先し、合意の見通しがついた段階で統合を進める。11市2村のうち現に水道事業を行っていない4市も含め県営水道の経営に参画する。

〈統合の条件〉は直ちに料金統一する必要はない。資産は無償譲渡・債務引継ぎ、又は貸与。経営参画は 県営水道給水区域、市町村営水道給水区域の両方。負担額は両区域の末端 水道事業に要する経費を基に算定。

#### (2) 中期

・県・市町村の共同経営による県内水道の 一事業体化に向けた統合

水道用水供給事業体の統合を希望していない地域は、5年の間に合意形成を目指す。県営水道と

市村営水道が並存している市村で統合されていない地域を統合していくこととし、県営から県・市町村の共同経営に移行する。

### (3) 長期（～20年後）

#### ・県・市町村の共同経営による県内水道の一事業体化

20年以内に県内水道の一事業体化を目指していく。組織・運営方法は、広域連合企業団・地方独立行政法人や民間委託など幅広く検討。

## 4 おわりに

統合・広域化に当っては、九十九里地域・南房総地域をリーディングケースとして、県営水道と水道用水供給事業体との統合や末端の水道事業体の広域化を進めていくべき。まずは、この地域の関係者間で統合協議会を設置し具体的な統合計画を策定することを強く望む。

## III 提言で欠落していること

(1) 「はじめに」で整理された県内水道の課題について、それぞれの事業体ごとに緊急度や重要度に差異があるのではないのでしょうか。たとえば、九十九里及び南房総広域水道関係の事業体では、施設の整備・更新の遅れ、経営の問題が緊急の課題として、早急な対応が求められています。一方、県営水道は、施設更新工事も順調に進み、経営も非常に安定しています。北千葉広域水道はじめ他の広域水道関係事業体も、需要量の伸び悩みとそれに伴う経営の厳しさ等、さまざまな問題を抱えていると思いますが、緊急度という点で、今すぐ対応を求められている課題はないのではないのでしょうか。九十九里及び南房総広域水道地域に対して、当面、どのような方策を考えるのかという問題を横に置き、まず統合・広域化を進めるというのではあまりに短絡的といえるでしょう。

(2) 合理的な施設の整備・更新、経営の健全化の促進をいうのであれば、まず、将来の水道需要量の見直しに手をつけるべきではないのでしょうか。九十九里及び南房総地域は、過疎化が進んでいますし、東葛・葛南・千葉地域でも計画通りの人口の伸びとはなっていません。全国的に人口が減少傾向のなかで、千葉県が順調に伸びるという予測はあまりにも楽観的に過ぎます。また、節水意識の向上もあり、一人一日最大使用量が年々減少傾向にあります。こうした変化を考慮して再検討をすることにより、余分な投資を避けることができるのではないのでしょうか。

## IV 私たちの考え

### (1) 県内水道事業の見直しに 当って、拙速を避け、民主的な手続きを！

各水道事業には長い歴史があります。そうした歴史と経過をしっかりと踏まえ、将来の水道事業をどうすべきか、県、市町村、企業団、水道関係者、議員、住民など関係者すべてが討論に参加できる機会を設け、十分な時間をかけて自由な討論を保障することが必要です。その上で、決まったことをいつまでにどのような形で進めていくかについては、水道事業体の自主性を尊重することが必要と考えます。

### (2) 高料金対策補助金制度の存続を！

九十九里地域の水道整備にあたり、広域水道企業団による建設・運営を押し付ける見返りに、当時の友納武人知事と期成同盟会長・石橋一弥東金市長との間で覚書が締結され、県営水道との料金格差を埋めるための「市町村水道総合対策補助金制度」が作られました。この制度は今でも有効にはたらくており、頼りにされています。県がこの存続について5年という期限を切らずに継続することを明言すべきです。そのことによって、市町村も安心して議論に入っていけるのではないのでしょうか。

### (3) 県水道当局は11市2村の住民に対して責任ある姿勢を示すべき！

今回の提言の中心的組織である県水道局は、委員会ではとうとう一言も発言しませんでした。労働組合との交渉でも「県の一部局であり、なにも言うことはありません」と当事者責任を放棄している状況だそうです。平成15年度80億円、16年度81億円、17年度100億円もの黒字を出していますが、今後、経営基盤が脆弱な九十九里及び南房総広域水道を統合することで、5年後、10年後の経営がどうなるか試算していません。また、提言では、県と市町村との役割分担を根拠に11市2村に経営参画を求めています。いまの県営水道の何が問題で、なぜいまのままでいいけないのか、11市2村の住民に説明責任を果たすべきです。

### (4) 水政策の誤りを棚上げにしたまま 尻拭いだけ求めるのは問題！

そもそも、九十九里及び南房総広域水道の供給原価が異常に高いのは、水源配分をめぐるいきさつのなかで、水道の計画が工業用水の計画に振り回されてきたことに原因があります。京葉臨海工業地帯の工業用水需要をまかなうために計画された房総導水路に九十九里広域水道事業を参画させ、経済状況の変化のなかで、工業用水が余ると南房総広域水道事業に押し付けてしまったことなどが、こんにちの経営問題の大きな要因となっていることは否めません。自治労連千葉県本部公企評は、南房総地域の夏場の水不足問題を解消するために、工業用水専用の豊英ダムから取水する案を提示し、多くの地元自治体からの賛同を得ましたが、県が検討した形跡はありません。こうした計画を推進してきた県の水政策の誤りを棚上げにしたまま尻拭いだけを市町村などにかぶせるのは問題ではないのでしょうか。

### (5) 水道・工業用水道の需要量見直しで適切な施設計画を！

水道の給水状況を見ると、2001年度の年間給水量658,541千m<sup>3</sup>に対して2005年度は659,039千m<sup>3</sup>とほとんど横ばいです。工業用水も横ばいが続いており、将来の人口減少を考慮した水道・工業用水道の需要量の見直しを行えば、既存の水源で将来的にも十分対応できると考えられます。八ッ場ダム・湯西川ダム・霞ヶ浦導水事業など現在建設中のダムへの参画を止めれば、莫大な水源開発費用が不要になるはず。地下水を止めるのではなく有効活用を図れば、新たなダムに頼ることもなく、渇水対策としても非常に有効に働きます。

#### 【ご意見・ご要望は】

#### 千葉県自治体問題研究所

〒260-0013 千葉市中央区中央4-14-1

TEL 043-224-8743 FAX 043-221-5350

e-mail mrdwq552@ybb.ne.jp

